

第7期第3回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和8年7月28日（火）13:30～15:30

場所：横浜市役所18階 なみき6～8会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長挨拶
- 3 事務局挨拶
- 4 議事
「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について
(令和7年度分)
- 5 報告事項
青少年の体験機会及び居場所に関する検討会の実施状況について
- 6 閉会

〔配付資料〕

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・ 資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・ 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- ・ 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- ・ 資料5 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について
(令和7年度分)
- ・ 資料6 青少年の体験機会及び居場所に関する検討会の実施状況について

**第7期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会
横浜市子ども・若者支援協議会
委員名簿**

【敬称略 50音順】

任期: 令和6年11月1日～令和8年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	しまだ のりたか 島田 徳隆
2	横浜市PTA連絡協議会 副会長	たかすぎ ようこ 高杉 陽子
3	立教大学 コミュニティ福祉学部 特任教授	つとみ ひろし 津富 宏
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
5	横浜市立中学校長会(老松中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
7	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	みやむら ひろふみ 宮村 浩文
8	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	み わ のりえ 三輪 律江
9	神奈川県弁護士会	や お さとし 矢尾 寛史
10	横浜市民生委員児童委員協議会 副会長	や なだ り え こ 梁田 理恵子
11	横浜創英大学 看護学部 学部長	よこやま けいこ 横山 恵子

こども青少年局

区 分	所 属	氏 名
部長	青少年部長	しらいし あきこ 白 石 亜 紀 子
	こども福祉保健部長	あきの なおこ 秋 野 奈 緒 子
課長	青少年育成課長	よしだ ゆういち 吉 田 勇 一
	企画調整課長	きよた しげはる 許 田 重 治
	こども家庭課長	ふじなみ ひろこ 藤 浪 博 子
係長	青少年育成課担当係長	ひがし あきのり 東 明 徳
	青少年育成課担当係長	じんだ つばさ 陣 田 翼
	企画調整課担当係長	ごとう ゆうすけ 後 藤 佑 介
	こども家庭課担当係長	はなだ かおり 花 田 香 織

健康福祉局

区 分	所 属	氏 名
課長	ひきこもり総合支援・若者相談センター長	えはら けん 江 原 顕
係長	ひきこもり総合支援・若者相談センター相談支援係長	きたじま ひろみ 北 島 博 美

○横浜市子ども・子育て会議条例

平成25年3月27日

条例第18号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（平26条例59・平27条例12・令5条例7・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

（平26条例59・全改、平27条例12・令5条例7・令7条例7・一部改正）

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者そ

の他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平26条例59・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条

第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平27条例12・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

(平27条例12・追加)

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属さ

せられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（令和5年3月条例第7号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 2 月 18 日 こ企第 516 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）

- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第2条第1項第2号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）

（委員長又は部会長の専決事項）

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」における 各施策・事業の点検・評価について ＜令和7年度分＞

1 点検・評価の実施

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、重点テーマ及び各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、実績数値による評価に加え、数値だけでは把握できない点について、施策を進める過程の評価や必要に応じた市民ニーズの把握なども行います。これらを踏まえ、次の視点から点検・評価を実施します。



2 点検・評価の方法

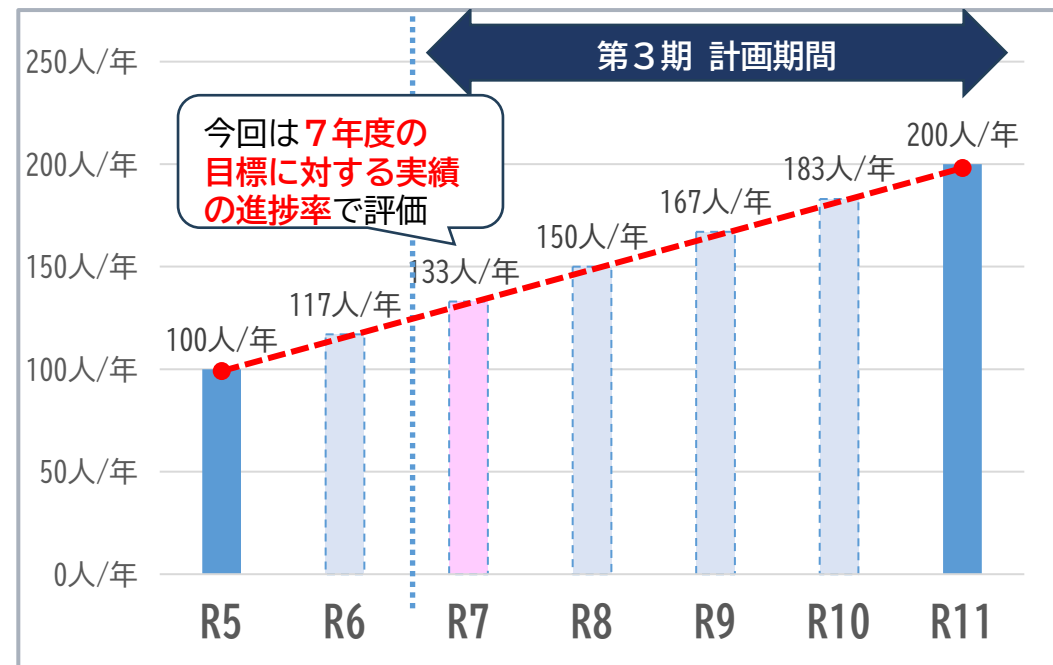
(1) 進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、各年度の実績について目標に対する進捗率(X)を、4段階で評価します。

なお、想定事業量の設定がないもの等、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

<事業の目標設定の一例(イメージ)>



(2) 有効性

各施策の主な事業・取組について、特に有効性が高いと判断した場合に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を測れていない（もしくは、評価することがなじまない）場合は「※」を付けます。

3 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

第4章 施策体系と事業・取組		子育て 部会	保育・教育 部会	放課後 部会	青少年 部会
重点テーマⅠ	全てのこどものウェルビーイングを支える	○	○	○	○
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	○	○	○	○
基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策2	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続		○		
基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進			○	○
基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実	○			
基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実				○
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の充実	○			
基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	○			

4 重点テーマにおける「アウトカム指標」の進捗状況

【重点テーマⅠ】全てのこどものウェルビーイングを支える

No.	指標	直近の現状値 (令和5年度)		令和7年度		目標値 (令和11年度)	
				実績値			進捗状況
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63.0%		74.0%		A	70.0%
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		62.7%		B	80.0%
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	小学生 ①86.4% ②83.6% ③84.7%	中学生 ①70.1% ②75.5% ③81.3%	A	維持・向上

4 重点テーマにおける「アウトカム指標」の進捗状況

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

No.	指標	現状値 (令和6年度)	令和7年度		目標値 (令和11年度)
			実績値	進捗状況	
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	37.6%	A	42.5%
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	30.6%	B	42.5%
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	43.9%	A	50.6%
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	34.1%	B	51.6%
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	21.0%	A	29.8%
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができると思う人の割合	51.3%	47.0%	B	59.9%
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	24.8%	B	39.4%

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマ1】全てのこどものウェルビーイングを支える

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価					所管課	
		直近の現状値 (R5年度)		目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		R11年度
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63.0%		70.0%	74.0%					青少年育成課
					A					
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80.0%	62.7%					青少年育成課
					B					
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上	小学生 中学生 ①86.4% ①70.1% ②83.6% ②75.5% ③84.7% ③81.3%					教育委員会事務局学校経営支援課
					A					

<方向性の進捗>

(1) 他機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワーク

<これまでの主な取組>

1	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和6年度から段階的に設置しており、令和7年度は新たに3区設置し、計6区（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区）で運営を開始しました。こども家庭センター機能により、母子保健と児童福祉の一体的支援、当事者ニーズに沿った手厚い相談支援（サポートプランの作成）、地域における子育て支援の基盤作りの機能強化（地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメント）の体制づくりを推進しています。
2	地域子育て相談機関の設置に向け、地域子育て支援拠点の関係者から意見を伺うなど、現場の声を踏まえながら、相談支援の実施内容や必要な機能の確認を進めるとともに、設置場所等について検討しています。
3	令和7年度は横浜市子育てSOS連絡会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）、各区児童虐待防止連絡会（要保護児童対策地域協議会実務者会議）を実施し、産科・小児科・児童精神科等の医師、歯科医師、薬剤師に参加していただき、児童虐待の理解と連携強化を図りました。また、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議では、中核医療機関と児童相談所や区こども家庭支援課、警察や検察との連携強化を図るとともに、児童精神科部会を新設し、児童精神科医療と行政の連携に関する意見交換、症例検討を行いました。学齢期の支援については、教育委員会と合同で研修を開催し、学校職員、区役所専門職の対応力の強化を図りました。また、各区役所で学校訪問を行い、顔の見える関係による連携を図りました。
4	個別の悩みや困り事を抱えるこども・若者が、自ら相談・支援につながるができる環境の整備に向けて、相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験など、多様な支援を実施してきました。あわせて、来所や電話でつながりにくい若者に対しては、LINE等の身近な手段を活用した相談体制を整備し、アクセスしやすい環境づくりを推進しました。さらに、養育環境に課題のある家庭で育つこどもへの生活・学習支援や、DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもの保護・自立支援、若年層へのアウトリーチにも取り組んでいます。加えて、ヤングケアラーについての正しい理解の促進と地域全体での見守り体制の構築に向け、市民向けの広報啓発や支援者向け研修、年齢に応じた情報発信や啓発イベントの実施、当事者団体への支援などを行うとともに、SNS相談の実施や実態把握の取組を進めてきました。また、複雑化・多様化する課題に対応するため、相談員の専門性向上や人材育成を進めています。
5	地域や関係機関と連携しながら、こどもの安全・安心の確保に向けた施策を推進してきました。 防犯分野では、各区の実情に応じた防犯事業を展開するとともに、民間企業等と連携した「子どもの安全ネットワーク会議」の開催などにより、地域ぐるみの見守り体制の充実を図りました。また、イベントでのこども向け防犯ブースの出展等を通じた広報・啓発により、見守り活動への理解促進を進めています。 交通安全分野では、令和5年度から「子どもの通学路交通安全対策事業」を開始し、「登下校中の児童の交通死亡事故ゼロ」を目標に、データに基づく予防保全型の対策を推進しています。道路・交通政策局と教育委員会事務局が連携し、施設整備等のハード対策と交通安全教育等のソフト対策を一体的に実施しています。また、「交通安全推進校」への重点支援やその成果の全市的な共有により、教職員の意識向上を図っています。 さらに、「よこはま学援隊」による地域活動を通じて、学校と地域の連携を強化し、事故防止や安全・安心な環境づくりに加え、いじめや不登校の早期発見につながる見守り体制の充実を図っています。 このほか、市内学校を対象とした学校安全研修（年3回）の実施や、新小学1年生向けリーフレットの配付により、安全教育・防災対策の推進とこどもの安全意識の醸成に取り組んでいます。

<今後の取組>

1	令和9年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえ、母子保健と児童福祉の一体的支援については、新たな児童家庭相談システムの構築等により専門職の業務効率化・最適化を進め、支援の質の向上を図ります。また、当事者ニーズに沿った相談支援については、学齢期支援研修等の専門職向け研修の充実により人材育成を推進し、悩みや困り事を抱えるこどもやその家庭が相談・支援につながりやすい環境整備を進めます。さらに、地域における子育て支援の基盤づくりについては、地域資源のネットワーク化を一層推進することで、地域の中での見守りや、こどもたちの安全・安心を守る取組の充実を図ります。
2	令和9年度の全区設置に向け、引き続き地域の実情や課題を踏まえつつ、実施内容の精査を行うとともに、設置場所を含む事業実施のあり方について検討を進めていきます。
3	令和8年度は、引き続き横浜市子育てSOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会、横浜市児童虐待防止医療ネットワークの開催、学齢期支援研修や学校訪問を実施することで、関係機関との更なる連携や専門性の高い人材の育成を図り、困難を抱える家庭やこどもへの支援に繋げていきます。
4	引き続き、若者自立支援機関等において、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、LINE等を活用した相談により、来所や電話でつながりにくいこども・若者への支援にも取り組みます。 また、寄り添い型生活支援事業では、事業者向け研修を通じた支援スキルの向上や支援内容の標準化を進めるとともに、令和8年度に根拠法令が児童福祉法へ移行することを踏まえ、長期休業期間中の対応や課外活動の提供、通所が困難な児童の送迎など、支援の充実を図ります。 ヤングケアラーについては、早期発見・把握と適切な支援につなげるための実態調査の充実とともに、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への支援やSNS相談の実施により負担軽減を図ります。あわせて、市民への広報・啓発を通じて、地域全体でこどもを見守り、支える環境づくりを推進していきます。
5	防犯分野においては、引き続き各区の実情に応じた防犯事業や「子ども安全ネットワーク会議」を実施するとともに、「わくわく!こどもイベント」等での防犯ブース出展を通じて、広報・啓発の充実を図ります。 交通安全分野では、令和8年度も新たな交通安全推進校を選定し、交通事故データやETC2.0ビッグデータ等を活用した見守り活動や安全教育を推進するとともに、取組内容の共有を通じて、全市的な意識の向上を図ります。あわせて、これまでの取組の効果検証を行い、その結果を踏まえた対策の見直しを進めます。さらに、スクールゾーン対策協議会による危険箇所の把握や情報共有、「よこはま学援隊」等による見守り活動についても、引き続き推進します。このほか、学校における安全教育・防災対策の推進を図るため、学校安全研修や児童へのリーフレット配付などによる啓発等、継続して取り組みます。

（２）こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

<これまでの主な取組>

1	未就学期から青少年期まで各ライフステージに応じて、こどもが安心して過ごせる居場所の充実と多様な体験機会の創出に取り組んでいます。 未就学期を中心に、地域子育て支援拠点事業や親と子のつどいの広場事業、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場などを展開し、親子が気軽に交流できる場や育児相談の機会を提供しました。さらに、出張ひろばや公園遊び、学校での乳幼児ふれあい体験など、施設外にも取組を広げることで、地域の身近な場所で安心して過ごせる環境づくりを進めています。 また、地域子育て支援拠点を核として、地域資源やネットワークを活用した取組を通じて、親子が地域の多様な人や場とつながり、「遊びと体験」を通じて安心して育つことができる環境づくりを推進しているほか、横浜子育てサポートシステムの推進により、地域ぐるみで子育てを支える体制の強化にも取り組んでいます。 学齢期においては、家庭と学校の連絡システムや放課後の居場所に関するデジタルサービスの連携を進め、各家庭が必要な情報を円滑に受け取れる環境の整備を図るとともに、放課後の居場所の充実にも取り組んできました。加えて、市内の小学生を対象に、「主体的・対話的で深い学び」や社会参加のきっかけづくりとなる体験機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関等の協力のもと、働くことや学ぶことなどをテーマとした夏休み体験学習プログラム「子どもアドベンチャーカレッジ事業」を実施しました。 また、地域主体で運営するプレイパークの支援を通じて、自然体験や自由な遊びの機会を提供し、放課後の居場所の拡充を図るとともに、こども食堂等への補助やネットワーク構築により、地域における多様な居場所づくりを推進してきました。MICE次世代育成事業については、営業活動の強化により実施回数が拡大するとともに、参加者からは「楽しかった」「将来を考えるきっかけとなった」といった声が寄せられるなど、社会や職業への関心を高める体験機会となりました。中高生世代を中心とした青少年については、「青少年の地域活動拠点づくり事業」により、気軽に集い活動できる場の提供や、多世代交流、社会参加・職業体験の機会を創出するなど、成長段階に応じた居場所と体験の充実を図っています。 このほか、トップアスリートによる学校訪問事業などを通じた、次世代を担う子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会や、学校や身近な場所で文化活動に触れる体験機会も提供しました。
---	---

<今後の取組>

1	親子やこどもが身近な地域で安心して過ごせる居場所の充実に向け、親と子のつどいの広場や子育て支援者会場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場の拡充を図るとともに、出張ひろばなど拠点外の実施も充実させ、利用しやすい環境づくりを進めます。あわせて、地域子育て支援拠点を核として、施設内外における遊びや体験機会の提供や、地域資源・ネットワークを活用した取組を推進し、親子が多様な人や場と出会いながら安心して成長できる環境づくりを進めるとともに、これらの取組を担う人材の育成やスキル向上にも取り組めます。 また、地域主体のプレイパーク活動への支援や出張型の実施、プレイリーダーの確保等により、こどもが自然と触れ合いながら自由に遊べる機会の充実を図るほか、青少年の地域活動拠点づくり事業の推進や、こどもの声を聴く取組の継続により、青少年の主体的な活動を支える環境整備を進めます。 さらに、こども食堂等への支援の充実やネットワークの全区展開により、地域の実情に応じた居場所づくりを推進するとともに、学校の長期休業期間中を含め、こどもが孤立せず安心して過ごせる環境の確保に取り組めます。 加えて、子どもアドベンチャーカレッジやMICE次世代育成事業、こどもアートセンター事業などを通じて、学びや社会参加、文化・スポーツに触れる多様な体験機会を拡充し、こどもや若者の成長を支援します。 このほか、こどもログハウスの環境改善（暑さ対策）を進め、安全・快適に過ごせる施設環境の整備を図ります。
---	---

（３）年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

<これまでの主な取組>

1	集計中
---	----------------

<今後の取組>

1	集計中
---	----------------

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価							所管課
		直近の現状値 (R6年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%	37.6%					企画調整課
				A					
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%	30.6%					企画調整課
				B					
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%	43.9%					企画調整課
				A					
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持ていていると思う人の割合	35.9%	51.6%	34.1%					企画調整課
				B					
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%	21.0%					企画調整課
				A					
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができると思う人の割合	51.3%	59.9%	47.0%					企画調整課
				B					
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%	24.8%					企画調整課
				B					

＜方向性の進捗＞

（１）時間的負担感の軽減

＜これまでの主な取組＞

１	子育て応援アプリ「パマトコ」で子育てに関する手続きのオンライン化を推進し、１２月には出生届をはじめとした出生関連の手続きがすべてオンラインで可能になりました（諸条件あり）。また、子育て世帯向けのイベントや行政情報、子育てが楽しくなるコラムなど多様な情報を集約して発信するほか、こどもの年齢やお住まいの地域などに合わせたプッシュ型の情報提供を行うことで、情報収集や手続きに要する時間的負担感を軽減しています。
２	中学校給食事業について、新たに市内２か所の工場が竣工し、既存の工場とあわせ、給食を供給できる体制を整えたほか、配膳室の整備を順次進めるなどスムーズに全員給食に移行できるよう体制づくりを進めました。
３	長期休業期間中における昼食提供について夏休みに加え、冬休み・春休み(３月)にも実施しました。また、朝の居場所づくり事業を引き続きモデル事業として１０か所（新規８か所）で実施しました。

＜今後の取組＞

１	オンライン化できていない申請について、引き続きパマトコでのオンライン化を推進するほか、アプリ内コンテンツの充実を図ります。また、時間的負担感をより軽減するため、出生関連の手続きをまとめて手続きできる一括申請機能の実装を進めます。
２	中学校給食事業について、全員給食の開始に伴い、今後は、三線構造（経営層、監査、モニタリング）の運用を始め、より安全・安心な給食提供に取り組めます。
３	引き続き、全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施し、より多くの方に利用いただけるよう取り組んでいきます。

（２）精神的負担感の軽減

＜これまでの主な取組＞

１	妊娠期から乳幼児期に至るまでの切れ目のない支援として、妊婦健康診査や乳幼児健診の着実な実施に加え、妊婦等包括支援事業や産後母子ケアなどの個別支援の充実を図り、支援を必要とする家庭の早期把握と継続的な支援につなげています。あわせて、相談支援体制の充実や費用助成を一体的に進めることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進しています。
２	身近な地域において、主に未就学児とその保護者が交流し、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場などの充実を図るため、地域子育て支援拠点事業や親と子のつどいの広場事業等を着実に推進しています。令和７年度は、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに３か所で実施するとともに、親と子のつどいの広場については、新たに３団体を選定しました。また、地域ぐるみでの子育て支援の促進に向け、横浜子育てサポートシステムにおいて、提供会員への活動支援や事前打ち合わせに係る費用の補助を引き続き実施するなど、会員の確保に努め、利用拡大に向けた取組を進めています。
３	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和７年度は新たに３区設置し、計６区（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区）で運営を開始し、母子保健と児童福祉の一体的支援や地域における子育て支援の基盤作りを推進しています。また、区こども家庭支援課や児童相談所の専門職を対象に、学齢期の相談対応における、学齢期の課題やその対応方法（相談窓口）、関係機関の支援体制を学び、日頃の相談支援と連携方法について理解を深めるための研修を実施しました。
４	保育所等での一時預かりについては、施設数・利用実績ともに増加しており、育児負担の軽減やリフレッシュ目的の利用など、就労以外の幅広い保護者ニーズにも対応しました。また、令和７年度より新たにモデル実施を行った、市庁舎での土日祝日預かりや短時間預かりについては、利用者から非常に高い満足度を得ており、新たな利用ニーズの掘り起こしにもつながっています。こうした取組により、本市における一時預かり施策のさらなる充実を進めました。

＜今後の取組＞

１	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を引き続き推進し、相談支援・訪問支援の充実や関係機関連携の強化により、個々の状況に応じたきめ細かな支援を強化していきます。また、支援の利用促進や早期支援につなげる取組を進め、安心して出産・子育てできる環境づくりを一層推進していきます。
２	親と子のつどいの広場や子育て支援者会場等を拡充するとともに、出張ひろばなどの拠点外の活動も充実させることで、親子が身近な場所で居場所を利用できるよう、引き続き取組を進めていきます。また、地域子育て支援拠点等の地域子育て支援の場に携わるスタッフが多様な課題や相談に対応できるよう、引き続き研修を実施し、スキルアップを図ります。
３	令和９年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえてガイドラインの改正等を行うとともに、こども家庭センター設置を契機とした専門職の業務効率化・最適化を進め、個別支援や地域支援を強化します。また、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。
４	令和８年度は、こどもが楽しめるプログラム付き短時間預かりの実施回数を増やすとともに、イベント主催者による短時間預かりを支援する補助を通年で実施します。また、新たに区庁舎での土日祝日の預かりに取り組むほか、引き続き商業・集客施設等での短時間預かり等を実施し、「安全・安心」と「使いやすさ」を両立した預かりを拡充していくことにより、子育て家庭のゆとりの創出につなげていきます。

（３）経済的負担感の軽減

＜これまでの主な取組＞

１	妊婦のための支援給付、妊婦健康診査や出産費用に対する助成などにより安心して出産ができる環境づくりを推進しています。 また、小児医療費助成について、令和８年度の制度拡大（対象年齢を１８歳年度末までに拡大）に向けた方針決定及び各種準備を実施しました。
---	--

＜今後の取組＞

１	引き続き、相談支援体制の充実や経済的負担の軽減に向けた費用助成を一体的に進めることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。 また、小児医療費助成について、令和８年６月に制度拡大（対象年齢を１８歳年度末までに拡大）を実施します。
---	--

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について ＜令和7年度分＞

【基本施策4】学齢期からの青年期までのこども・若者の育成施策の推進

＜指標の進捗＞

No.	アウトカム	指標			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価					所管課
			直近の現状値 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
2	こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合※	63%	70%	74.0%					青少年育成課
					A					
3	多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757団体	877団体	823団体					青少年育成課
					A					

＜これまでの主な取組＞

1	中・高校生世代を中心とする青少年が気軽に集い、自由に活動できる場を提供するとともに、仲間や多世代との交流機会の創出や、地域資源を活用した社会参加・職業体験プログラムを実施する「青少年の地域活動拠点づくり事業」を市内7か所で展開しています。さらに、これらの機能に加え、会議室や音楽スタジオを備えた青少年交流・活動支援スペースを開設しています。
2	こども食堂等活動支援補助金を実施し、市内における地域の自主的なこどもの居場所づくりを支援しました。 こども食堂等運営団体・区役所・区社協等をメンバーとするこども食堂等ネットワークを区ごと（6区）に構築し、運営団体同士の連携強化を図りました。
3	市内の小学生に向けて「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」及び「社会参加のきっかけづくり」の場と機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関などの協力を得て、働くことや学ぶことなどの夏休み体験学習プログラムとして、「子どもアドベンチャーカレッジ事業」を提供しました。
4	中学校給食事業については、市内2か所（金沢区、都筑区）の工場が竣工し、既存の工場とあわせ、全6工場で81,000食を供給できる体制を整えました。また、配膳室を順次整備するほか、スムーズに全員給食に移行できるよう、学校における配膳方法の検討を進めるとともに、全員給食を見据えた学校の体制づくりを行いました。また、新しい横浜の中学校給食の実現に向けて、「生徒とともにつくる給食」をコンセプトに、生徒の意見を取り入れ、シェフや生産者の皆様などと連携し、より魅力ある給食となるよう準備を進めました。
5	横浜市消防音楽隊による市内中学校吹奏楽部へのワークショップを実施し、「Live!横浜」のステージでは、同音楽隊とともにワークショップの成果を披露する演奏企画を実施しました。 さらに、プロダンスチームによるワークショップを、横浜市内在住・在学の小学生・中学生・高校生を対象に実施し、「Live!横浜」のステージにおいてこどもたちがプロダンサーと共演する企画を実施しました。 加えて、MICE次世代育成事業については、令和7年度に7件を実施し、参加者数は824人となりました。今年度から広く営業活動を行ったことにより、例年より多くのMICEで実施されました。主催者からも好評であり、参加者からは「楽しかった」「将来を考えるきっかけとなった」といった声が寄せられています。 このほか、トップアスリートによる学校訪問事業などを通じて、次世代を担う子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会や、学校や身近な場所で文化活動に触れる体験機会も提供しました。
6	こどもたちが安全に安心して遊べる環境を確保する公園づくりに継続して取り組んできました。こどもログハウスは、こどもたちにとって安心して快適に利用できる施設となるよう、長寿命化工事にあわせて暑さ対策工事を進めました。

＜今後の取組＞

1	引き続き青少年の地域活動拠点づくり事業を推進するとともに、これまで実施してきた子どもの声を聴く取組についても継続し、青少年の意見やニーズの把握に努めていきます。
2	こども食堂等活動支援補助金において長期休業加算を設け、学校の長期休業期間中にこどもたちが孤立せず、安心して過ごせる居場所づくりの取組を支援します。 地域により抱える課題は異なるため、区の実情に合わせた支援を行うことができるよう、こども食堂等のネットワークを18区に展開していきます。
3	子どもアドベンチャーカレッジ事業については、プログラム募集に関する広報を強化することでプログラム数の増加を図り、「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」及び「社会参加のきっかけづくり」となる場や機会を、より多くの児童に提供できるよう取り組んでいきます。
4	中学校給食事業については、全員給食の開始に伴い、今後は、三線構造（経営層、監査、モニタリング）の運用を始め、より安全・安心な給食提供に取り組めます。また、生徒自身が投票する「給食選挙」で選ばれた献立や「中学校給食メニューコンクール」の優秀賞の献立を提供するなど、生徒とともにつくる献立を提供し、魅力ある給食に向けた取組を進めます。
5	MICE次世代育成事業では、毎年2件ずつ実施件数を増やしていき、令和11年度には14件の実施ができるよう主催者からの依頼に応えつつ、未実施のMICE主催者にも事業実施を打診をしていきます。 また、令和8年度から新たに、こどもアートセンター事業に取り組み、次世代を担うこどもたちが学校や身近な場所で文化活動に触れる体験機会を拡充します。 こどもたちの出演機会の創出やプロによるこども・若者向けワークショップなど、次世代育成の取組を展開し、全てのこども・若者が参加しやすく親しみやすいフェスティバルとなるよう、「Live!横浜」の取組の充実を図ることや、次世代を担うこどもたちが気軽にスポーツに親しむ様々な機会を提供できるよう引き続き取り組んでまいります。
6	引き続き、安全・安心な公園づくりを進めていきます。市内18館設置されているこどもログハウスについては、令和10年度までに全館の暑さ対策工事の完了に向けて取り組みます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策4】学齢期からの青年期までのこども・若者の育成施策の推進

＜主な事業・取組＞													単位：千円		
No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段（左）：進捗状況評価（右）：有効性評価					評価理由	R7年度	所管課			
					R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		予算額
4	こども・若者の居場所づくり	青少年の地域活動拠点等の利用者数	50,316人/年	71,309人/年	72,753人/年								【進捗状況】 各施設の広報等により、利用者数が増加したと考えられる。その結果、拠点等利用者数が当初想定を上回った。（令和7年度目標値に対する進捗率：126％） 【有効性】 利用者アンケートの結果、青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合が74.0％となっており、令和11年度の目標値（70％）を超えているため、有効性は高いと考える。	124,073	青少年育成課
					S	○									
5	こども・青少年の体験活動の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	3,532回/年	3,680回/年	4,030回/年								【進捗状況】 令和7年度目標値に対する進捗率は113％となっており、概ね計画どおりに進んでいる。 【有効性】 アンケート調査により、来館者の85％が子どもの成長を実感しているため。	461,072	青少年育成課
					A	○									
7	安全・安心な公園づくり	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 概ね計画どおりに進んでいる 【有効性】 客観的な評価を実施できていない	15,462,262	みどり環境局戦略企画課
					A	※									
8	こどもログハウスリノベーション	空調設備等暑さ対策工事が完了した施設の数	3施設	18施設/累計	7施設/累計								【進捗状況】 暑さ対策工事が計画通り進捗した（目標4施設に対し完了4施設） 【有効性】 暑さ対策工事実施前後の室温比較のサンプル調査を実施しており、設計目標通り（外気温を下回る）室温が達成されていることが確認されているため、こどもの居場所としての機能が有効に向上したと考える。	347,000	みどり環境局公園緑地維持課
					A	○									
9	子どもの文化体験推進事業	参加者数	13,554人/年	16,032人/年	14,326人/年								【進捗状況】 令和11年度の目標値に対し、令和7年度時点で到達すべき数値は14,380人/年である。これに対し、実績は14,326人/年（進捗率99.6％）となっており、概ね計画通りに進んでいる。 【有効性】 事業実施後のアンケートにより判断。（「子どもの文化体験推進事業」における施設へのアンケートで、「こどもたちにとってのプログラムの内容はどうだったか」という質問に対し「満足」が100％、「芸術文化教育プログラム推進事業」におけるこどもへのアンケートで、「今回のような授業をまた受けたいか」という質問に対し「また受けたい」が92.6％、「国内トップレベルの舞台の観劇機会の提供」における高校生へのアンケートで、「観劇してどう感じたか」という質問に対し「とても感動した。心に残る体験だった。」及び「面白かった。また観たいと思った」が99％）	44,940	にぎわいスポーツ文化局文化振興課
					A	○									
10	子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 予定通り、次世代を担うこどもたちが気軽にスポーツに親しみ様々な機会を提供した。 【有効性】 客観的な評価を実施できていない	17,729	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
					A	※									
11	こどもと港とのふれあい機会の創出	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 ・帆船日本丸を活用した鍊成事業（海洋教室等）…26回 ・横浜みなと博物館 小中学校団体入館…483校 ・横浜港見学会…3,476名参加（全体） ・スカイウォーク社会科見学…社会科見学として市立小学校等の生徒395人の受入れを実施 【有効性】 ・スカイウォーク…社会科見学後のアンケートで「ベイブリッジスカイウォークでの経験を通して、横浜港が日本と世界をつなぐ大切な港であることが分かった。私は、将来こんな港で働いてみたいと思いました。」と回答もあり、横浜港への理解を深める機会として有効性は高いものと考えます。 ※その他3事業については、アンケートや満足度調査等を実施しておらず、有効性を客観的に評価できません。	・帆船日本丸を活用した鍊成事業、横浜みなと博物館 小中学校団体入館…6,354（うち一部） ・横浜港見学会…5,770	港湾局政策調整課
					A	○									
12	MICE次世代育成事業	参加者数	93人/年	422人/年	824人/年								【進捗状況】 7件実施したうちの1件が過去にない大規模な実施内容であり、特異値とも思える人数であった（令和7年度目標値に対する進捗率：457.8％） 【有効性】 アンケート結果から参加者の進路選択に影響を及ぼしたといえる回答あり アンケート結果から「将来、学会に参加できるように頑張ります」「この職業に関して、もっと勉強して将来なりたいなと強く思いました」といった、参加者の進路選択に影響を及ぼしたといえる回答が得られた。	3,200	にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興課
					S	○									
14	フェスティバルによるにぎわい創出事業	次世代育成ワークショップの参加者数	－ 【令和6年度新規】	4,000人（5か年）	817人（1か年）								【進捗状況】 予定通り、横浜市消防音楽隊やプロダンスチームによるワークショップを実施した。（令和7年度目標値に対する進捗率：102％） 【有効性】 アンケート結果より、「想像以上に学びが多く、とても満足のいく時間となりました」など、満足度が高かったという意見が多数見受けられたため。	135,816	にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課
					A	○									
15	文化施設運営事業	事業数	12事業	15事業	22事業								【進捗状況】 R11年度の目標15事業に対し、R7年度時点で達成し、かつ147％の進捗となっている。 【有効性】 指定管理者が実施する各事業の参加者及び保護者へのアンケートにより判断。（アンケートを取っている各事業の平均満足度が5段階中4.75）	3,208,059	にぎわいスポーツ文化局文化振興課
					S	○									
16	子どもアドベンチャーカレッジ事業	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 R11年度の目標値として実施プログラム数100と定めており、それまでは計画期間の5か年で一定数ずつ増加する見込みとしている。令和7年度時点で到達すべき数値は88であり、これに対し実績は88となっており、概ね計画通りに進んでいる。 【有効性】 参加者アンケートにおいて、「体験したことについてもっと知りたいと思った」「いろいろなことにもっと挑戦したいと思った」等の前向きな意見が多く見られた。	749	教育委員会事務局生涯学習文化財課
					A	○									

No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価								評価理由		R7年度	所管課
					R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		予算額	
18	地域等と連携したこどもの心身の健やかな成長支援 (基本施策1の再掲)	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 当初想定していた件数より学校での実施件数(136件)が上回っており、概ね計画通りに進んでいる。		1,800	教育委員会事務局人権健康教育課
					A	※							【有効性】 アンケート、インタビュー、調査等により、客観的な評価確認を実施していないため。			
19	中学校給食事業	—	(実施)	(推進)	45,000人/年								【進捗状況】 R8.4月 全員給食開始 実績値は給食利用者人数を指す。		310,950	教育委員会事務局学校給食・食育推進課
					A	※							【有効性】 R8.4月からの全員給食開始を見据え、準備最終年度として掲げていた喫食率をおおむね達成し(目標60%・実績値57.2%)、給食を提供できた。			
20	こども食堂等のこどもの居場所づくり に対する支援	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 こども食堂等こどもの居場所は436か所になりました(前年度:395か所)。こども食堂等活動支援補助金を91団体に交付するとともに、ネットワーク会議を6区で開催し、運営団体同士の連携強化を図りました。		32,657	地域子育て支援課
					A	※							【有効性】 こども食堂等活動支援補助金では、運営に必要な費用を補助することでこどもの居場所の創設・継続的運営につながりました。 ネットワーク会議では、共通の課題をもつ食堂運営団体で情報交換を行ったり、区特有の課題をテーマにした勉強会を開催したりするなどし、活動の継続に貢献しました。			
21	こどもの性被害の防止	—	(実施)	(推進)	実施								【進捗状況】 こどもの人権や包括的性教育に関する知識の向上のための研修を実施するとともに、事業所においてカメラやパーテーションの設置等に必要な経費の補助を実施するなど、被害の防止対策に取り組んだ。		47,625 (一部)	青少年育成課 放課後児童育成課
					A	○							【有効性】 こどもの人権や包括的性教育に関する知識の向上のための研修を実施するとともに、事業所においてカメラやパーテーションの設置等に必要な経費の補助を実施するなど、こどもが安全安心に過ごせる環境を整備し、性被害を未然に防止することができたため、有効性は高いと考えられる。			
22	こども・若者の意見を反映した事業の実施	青少年の地域活動拠点等において、こども・若者の意見を聴き、かつその結果をフィードバックした割合	— 【令和6年度新規】	100.0%	100.0%								【進捗状況】 2か所(まちを盛り上げtie高校生会議(都筑区)、青少年の居場所を拓げよう(栄区))等でワークショップを開催し、こども・若者の意見を把握するとともに、その意見を踏まえた事業の企画・運営を行い、その内容を施設運営にフィードバックした。		124,073	青少年育成課
					A	○							【有効性】 ワークショップ等を実施し、こども・若者の意見を把握するとともに、事業の企画・運営に反映した。また、栄区のワークショップを実施した事業者からの報告により、若者と大人が意見交換を行う中で相互理解が深まったことや、若者が自らの居場所のあり方や将来像を考える契機となったことが確認されているため。			

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策6】困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

<指標の進捗>

No.	アウトカム	指標	上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段：進捗状況評価							所管課
			直近の現状値 （R5年度）	目標値 （令和11年度）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	若者が社会参画している	青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539人/年	7,700人(累計)	1,322人(累計)					青少年育成課
					B					
2	こども・若者の不安や悩みが軽減している	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80.0%	62.7%					青少年育成課
					B					
3	ヤングケアラーを社会全体で見守り、支える環境づくりができています	ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人(累計)	1,671人(累計)					こども家庭課
					S					

<これまでの主な取組>

1	若者自立支援機関（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション）における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組み、1,322人に改善が見られました。
2	来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、毎日14～21時の間、専門の相談員が若者に身近なLINE チャットによる相談を実施しました。案内カードの配布およびLINEバナー広告を出稿し事業の周知を行い、令和7年度は5,600件の相談対応を行いました。
3	生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（簡単な調理、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を行う寄り添い型生活支援事業を、18区21か所で実施しました。
4	青少年相談センター及び地域ユースプラザにおいて、利用者（本人・家族）からの意見を聞くため「利用者アンケート」を実施しました。アンケート結果では、96%以上の利用者が「満足」「やや満足」と回答されています。今後も支援の充実に取り組んでいきます。
5	ヤングケアラーに対する正しい理解を深めるとともに、地域全体でこどもたちを見守り・支える環境づくりを推進するため、広く市民に向けた広報啓発や支援者向けの研修を実施しました。広報啓発においては、ウェブサイトにて年齢に応じたページや支援団体の紹介ページを作成するとともに、映画上映会や中高生向けの啓発イベントなどを実施し、理解促進を図りました。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的として、市内5団体に対し、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体の立ち上げ及び運営に係る費用の補助を行いました。加えて、SNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施しました。さらに、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、早期発見・把握及び支援につなげるため、市立学校に在籍する小学4年生、中学1年生及び高校1年生を対象に、啓発動画の視聴とアンケートによる実態調査を実施しました。
6	教育相談の充実について、令和6年度にスクールカウンセラーの人員体制を拡充し、令和7年度はその体制を維持することで相談しやすい体制の充実を図りました。不登校児童生徒支援について、校内ハートフル事業を全中学校で通年実施し、支援員研修の開催等により質の向上を図りました。校外では、ハートフルルーム・スペースの機能拡充に加え、令和7年8月には「ハートフルセンター上大岡」を開設し、保護者向け相談窓口も新設するなど、多様な支援を実施しました。さらに、オンラインプログラムの定期開催や、バーチャルを活用した交流会・体験会を民間事業者等と連携して実施し、自宅からの学びや人とのつながりを支援しました。
7	家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない小中学生に対して、放課後等に学習支援を実施し、子どもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、子どもたちの自己肯定感や将来の夢を育んでいきます。横浜市内の小・中・義務教育学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費などを援助し、児童生徒の就学を奨励します。また、高等学校への修学が経済的な理由により困難で、学業優秀な生徒に対する給付型奨学金制度を実施しました。
8	学校や家庭、地域においてこどものSOSに気づき、悩みを受け止め、適切な支援につなげることができるよう教職員や民生委員、青少年指導員等を対象にゲートキーパー養成を行うなどの取組を進めました。また、様々な不安や悩みを抱える人を相談につなげるため、インターネットを活用した相談事業を実施しました。

9	オイテル株式会社と「ジェンダー平等の実現に向けた機運醸成に関する事業協定書」を締結し、生理用品の無料提供サービス OiTr(オイテル)を導入しています。あわせて、防災備蓄品の生理用品について、公益財団法人男女共同参画推進協会を通じて関係機関へ配布を実施しています。 また、外国につながる子どもたちが日本語や教科を学ぶ場、あるいは居場所として、国際交流ラウンジにおいて学習支援教室を実施しました。
---	---

< 今後の取組 >

1	困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。
2	引き続き、LINEによる相談を実施し、来所や電話でつながりにくい子ども・若者への支援を進めます。
3	寄り添い型生活支援事業において事業者向け研修を通じて支援スキルの向上と支援内容の標準化を図ります。 令和8年度から根拠法令が児童福祉法へ移行したことに伴い、長期休業期間等の長時間開所、課外活動の提供、通所が困難な児童への送迎など支援内容の充実を図ります。
4	ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるとともに、支援施策の充実を図るため、アンケートによる実態調査を拡充して実施します。あわせて、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への補助を行うとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。また、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、市民に向けた広報・啓発を実施します。
5	引き続き、困難を抱える若者への支援として、ひきこもり総合支援・若者相談センターにおける本人の状態に応じた支援を行います。
6	教育相談の充実については、拡充されたスクールカウンセラーの体制を維持するとともに、令和8年度は、1人1台端末を活用した相談申込の仕組みを導入し、子どもがより相談しやすい環境づくりに取り組みます。 不登校児童生徒支援については、ハートフルセンター上大岡での取組を強化するとともに、校内ハートフルの継続と質の向上やオンライン・メタバース等を活用した多様な支援に向けた検討を進めます。また、「保護者の集い」や「おしゃべりハートフル」等の定期的な開催など、保護者支援を更に推進します。
7	活動主体である学校や地域におけるボランティア等の人員確保のために、他部署との連携も視野に入れ事業を進め、より学校のニーズに沿った、柔軟かつ安定的な支援を行っていきます。 引き続き横浜市内の小・中・義務教育学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費等を援助し、児童生徒の就学を奨励し、学業優秀で経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対し給付型奨学金を支給します。
8	引き続き、こどものSOSに気づき、悩みを受け止め、適切な支援につなげることができるようゲートキーパー養成を推進するとともに、様々な不安や悩みを抱える人を相談につなげるためのインターネットを活用した相談事業を実施します。
9	経済的な理由や様々な要因から生理用品の確保が困難な状況下にある女性・女子の「生理の貧困」問題に対応するため、多様な主体と連携して取り組みます。 また、「困難な問題を抱える女性に関する調査」を実施し、何らかの困難を抱えている女性の現状と課題を見える化します。 外国につながる子どもたちへの支援として、引き続き、国際交流ラウンジにおいて学習支援教室等を実施します。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策6】困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

<主な事業・取組>

単位：千円

No.	事業・取組名	想定事業量			上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段（左）：進捗状況評価（右）：有効性評価								評価理由	R7年度	所管課
			直近の現状値 （令和5年度）	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		予算額
1	青少年相談センター事業	①電話相談及び個別支援件数	18,481件/年	93,000件(累計)	12,894件(累計)								【進捗状況】 SNS相談の開始（R5年度）等他の相談窓口の充実により、青少年相談センターにおける電話相談及び個別支援の件数が想定を下回った。（令和7年度目標値に対する進捗率：69.3％） 【有効性】 有効性については、客観的な評価を実施していない。	60,495	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター
					B	※									
		②支援者向け研修受講者数	1,528人/年	7,640人(累計)	1,282人(累計)								【進捗状況】 既存コンテンツを活用したことにより、研修受講者数が想定を下回った。（令和7年度目標値に対する進捗率：83.9％） 【有効性】 受講者向けアンケートにおいて、研修テーマの理解が「とても深まった」「深まった」とした人の割合が99.5％、支援における活用度について「活かすことができる」とした人の割合が86.3％だったため。	221 （①の内数）	健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センター
					B	○									
2	地域ユースプラザ事業	新規利用者数	620人/年	3,100人(累計)	467人(累計)								【進捗状況】 新規利用者数の減少については、LINEによる相談窓口の普及等による影響が考えられる。新規利用者数が当初想定を下回った。（令和7年度目標値に対する進捗率：75.3％） 【有効性】 利用者アンケートで満足・やや満足と回答した割合が、本人99％、家族100％となっているため	137,641	青少年育成課
					B	○									
3	若者サポートステーション事業	就労訓練参加者数	85人/年	430人(累計)	151人(累計)								【進捗状況】 相談のしやすさを伝えるチラシの配架など効果的な広報の実施により就労訓練参加者数が当初想定を上回ったため（令和7年度目標値に対する進捗率：175.6％） 【有効性】 社会体験・就労体験を通じて本人の状態に応じた支援を実施できているため（R7進路決定者数：607人）	49,228	青少年育成課
					S	○									
4	困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）	相談対応件数	2,656件／年 【9月から事業開始】	5,110件/年	5,600件/年								【進捗状況】 LINE・バナー広告等の実施により、相談件数が当初想定を上回った。（令和7年度目標値に対する進捗率：125％） 【有効性】 利用者アンケートで62.7％の方が気持ちが悪くなったと回答しているため	68,300	青少年育成課
					S	○									
5	こども・若者の居場所づくり（基本施策4の再掲）	青少年の地域活動拠点等の利用者数	50,316人/年	71,309人/年	72,753人(累計)								【進捗状況】 各施設の広報等により、利用者数が増加したと考えられる。その結果、拠点等利用者数が当初想定を上回った。（令和7年度目標値に対する進捗率：126％） 【有効性】 利用者アンケートの結果、青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合が74.0％となっており、令和11年度の目標値（70％）を超えているため、有効性は高いと考える。	124,073	青少年育成課
					S	○									
6	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー支援団体数	2団体	9団体	5団体								【進捗状況】 支援団体数については概ね計画どおりに進んでおり、（令和7年度目標値に対する進捗率：100％）、SC・SSWがヤングケアラーに関する研修を受講している。 【有効性】 ヤングケアラー支援団体によるピアサポート及びオンラインサロンへの参加人数はのべ579人（5団体合計／年）で、ヤングケアラーが自分の思いを言葉にできる場の提供や把握した家庭を関係機関等と連携して支援が実施できているため。また、ヤングケアラー実態調査における啓発動画の視聴や相談希望者への相談支援を実施したため。	33,135	こども家庭課 教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課
					A	○									
7	こどもの性被害の防止	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 こどもの人権に関する知識の向上のための研修等を実施（相談機関等へのパーテーション等の整備については、令和6年度に実施済み） 【有効性】 相談機関等におけるパーテーション等の活用及び研修の実施等を推進し、被害の未然防止に資する対応が図られており、有効性は高いと考えられる。	－	青少年育成課
					A	○									
8	こども・若者の意見を聴く取組の推進	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 青少年相談センター、地域ユースプラザ、SNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）において利用者アンケートを実施したため。 【有効性】 青少年相談センター及びユースプラザの利用者アンケートで98％を超える満足度となったため。また、よこはま子ども・若者相談室の事業終了後アンケートにおいても、62.7％の方が気持ちが悪くなったと回答しているため。	－	青少年育成課
					A	○									
9	教育相談の充実	－	（実施）	（推進）	実施								【進捗状況】 6年度にスクールカウンセラーの体制を拡充し、SCへの相談件数も増えている。（R6：99,324件→R7：116,031件） 【有効性】 SC活用アンケートを実施し、活用満足度等の評価を行っている。（校内における課題の解決率 R7：約95％）	985,790	教育委員会事務局特別支援教育相談課 不登校支援・いじめ対策課
					A	○									
10	保護者教室の開催（基本施策5の再掲）	－	（実施）	（推進）	7回								【進捗状況】 当初予定している開催回数は8回の計画であったが、講師、関係機関との日程調整等を踏まえた結果、実績は7回（2,706人参加※）となっており、想定数を下回った。※オンライン、録画配信申込者数合計 【有効性】 保護者教室は効果を直接測定する指標の設定が難しい取組であるが、延べ2,706人の参加実績やアーカイブ配信の視聴ニーズから、保護者の理解促進に資する有効な取組と考えられる。今後は、客観的評価の方法を検討していく。	215	教育委員会事務局特別支援教育相談課
					B	※									

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由		R7年度	所管課
					直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度				R11年度	
11	不登校児童生徒支援事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 児童生徒一人ひとりに寄り添った支援に向け、多様な支援や取組の拡充を図っている。 【有効性】 横浜教育支援センター利用者向けのアンケートでは、約8割の児童生徒が「学校内外に安心できる居場所がある、学習できる場がある」と回答している。今後も事業の継続及び拡充を図り、より多くの子どもたちが自分らしく過ごし、学習できる支援を実施したい。	1,088,776	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課	
					A	○												
12	不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 こども食堂等こどもの居場所は436か所になりました(前年度:395か所)。こども食堂等活動支援補助金を91団体に交付するとともに、ネットワーク会議を6区で開催し、運営団体同士の連携強化を図りました。 不登校、ひきこもりなどの若者を対象とした居場所として地域ユースプラザを4か所運営した。 【有効性】 こども食堂等活動支援補助金では、運営に必要な費用を補助することでこどもの居場所の創設・継続的運営につながりました。 ネットワーク会議では、共通の課題をもつ食堂運営団体で情報交換を行ったり、区特有の課題をテーマにした勉強会を開催したりするなどし、活動の継続に貢献しました。 地域ユースプラザ利用者アンケートで満足・やや満足と回答した割合が、本人99%、家族100%となっているため。	—	企画調整課 青少年育成課 こども家庭課 地域子育て支援課	
					A	○												
13	地域等と連携したいじめ等の防止	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 横浜子ども会議に保護者や地域の方が参加する取組を進めるとともに、学校運営協議会、地区懇談会等での機会も含めて、学校いじめ防止基本方針の改定プロセスに保護者、地域の意見を取り入れる取組を始めている。 また、放課後児童健全育成事業所において、児童の状況について学校と定期的に情報連携を図るとともに、こどもが抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援につないでいくため、クラブの職員を対象として、こどもの権利や人権尊重に関する研修を実施している。 【有効性】 約8割の市立学校(小学校・中学校・高校・特別支援)で学校いじめ防止基本方針の改定プロセスに保護者、地域の意見を取り入れている(学校へのアンケート)。 また、放課後児童健全育成事業所において、研修を受講した職員を対象に行ったアンケートでは、研修内容が現場で活用できると回答した割合が97%と高水準であり、有効性は高いと考えられる。	0	放課後児童育成課 教育委員会事務局人・不登校支援・いじめ対策課	
					A	○												
14	外国につながるこどもたちへの支援事業	国際交流ラウンジが学習支援教室をはじめとする外国につながるこどもたちへの支援を行っている取組数	7件	20件	8件										【進捗状況】 各国際交流ラウンジにおける学習支援教室の取組が継続的に行われている。 【有効性】 有効性については、客観的な評価を実施していない。	0	市民局国際平和・ダイバーシティ推進課	
					B	※												
15	日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 児童生徒・保護者に対して、日本語講師の派遣、日本語支援拠点施設における各事業の実施、母語支援ボランティアの派遣、学校通訳ボランティアの委託実施等を行い、日本語の習得や学校生活への早期適応に繋がりました。 また、日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置される国際教室担当教員への研修やその他支援、外国語補助指導員の配置等を行うことにより、在籍校において個に応じたきめ細かな支援を行うとともに、各学校の負担軽減を図りました。 【有効性】 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実については、日本語の取得や学校生活への適応につなげる等日本語指導が必要な児童生徒の質的・個別的な変化が中心であり、客観的な数値指標で一律に効果測定することが難しいため。	320,883	教育委員会事務局学校経営支援課	
					A	※												
16	寄り添い型生活支援事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 各施設からの利用状況報告(月報)により、新規利用および継続利用の実績が確認されており、養育環境に課題のある児童が事業につながり、支援が実施できている状況にあるため。 【有効性】 事業者アンケートによる児童の改善割合が90%に達したため。	353,778	青少年育成課	
					A	○												
17	寄り添い型学習支援事業	寄り添い型学習支援事業利用児童の高校進学率	98.4%	99.0%	97.5%										【進捗状況】 想定受入人数枠1160人に対し、実績は1131人となっており、概ね計画通り進んでいる。 【有効性】 中学生を対象にした年度末アンケートの結果、「楽しい」「勉強がわかるようになった」「自分から質問できるようになった」等の前向きな意見が多く見られたため。	282,341	健康福祉局生活支援課	
					A	○												
18	放課後学び場事業	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 想定校数は101校に対し、実績は94校となっており、概ね計画通りの学校数で実施している。 【有効性】 実施校を対象としたアンケート調査にて、89%の学校が参加した児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度が定着した等の評価があり、有効性が高い取組である。	34,656	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	
					A	○												
19	経済的に困難を抱える世帯への就学援助等	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 引き続き経済的な理由により支援を必要とする家庭に対し、児童生徒の就学を支援している。また、高等学校奨学金については、高等学校への修学が経済的な理由により困難で、学業優秀な生徒2,000人に対し年額60,000円の給付型奨学金を支給している。 【有効性】 当事業は、困難な状況にある対象者への継続的な支援を目的とするものであり、評価することがない。	1,621,340	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	
					A	※												
20	自殺対策事業	①ゲートキーパー研修等受講者数	21,569人(累計)	36,000人(累計)	33,147人(累計)										【進捗状況】 大規模な会議体でのゲートキーパー研修の開催や、各区での研修開催の増加に加え、強化月間の広報等でゲートキーパーポータルサイトでのWeb学習コンテンツを案内するなどの取組を行ったことにより、目標以上の推移で進捗している。(令和7年度目標値に対する進捗率:125.7%) 【有効性】 有効性については、客観的な評価を実施していない。	74,825	健康福祉局こころの健康相談センター	
					S	※												
		②インターネットを活用した相談事業(相談先表示クリック数)	133,887回	130,000回	110,440回										【進捗状況】 広告料の高騰等により表示回数が前年より下回ったことで、クリック数も目標値を下回る結果となった。(令和7年度目標値に対する進捗率:83.3%) 【有効性】 有効性については、客観的な評価を実施していない。		健康福祉局こころの健康相談センター	
					B	※												

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量			上段・実績値（※各年度の年度末時点） 下段（左）：進捗状況評価（右）：有効性評価										評価理由	R7年度	所管課
					直近の現状値 （令和5年度）	R11年度	R7年度	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		予算額	
18	デートDV・DV防止事業	—	（実施）	（推進）	実施										【進捗状況】 ・啓発講座実施回数・延べ受講者数（年）：15校、2196人	9,300	市民局国際平和・ダイバーシティ推進課
					A	※							【有効性】 「予防教育」、「広報・啓発」によりデートDVに関する理解を広げるとともに、「相談」窓口の運営や「被害・加害者回復プログラム」により課題解決につなげている。				

【基本施策9】社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量			上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段(左):進捗状況評価 (右):有効性評価										評価理由	R7年度	所管課
					直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度			R11年度	
17	安全・安心な公園づくり (基本施策4の再掲)	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 概ね計画どおりに進んでいる	15,462,262	みどり環境局戦略企画課
					A	※									【有効性】 客観的な評価を実施できていない		
18	読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	—	(実施)	(推進)	実施										【進捗状況】 「読書に親しむ機会の創出」については、「よこはま こども読書パーク」の開催や「二十歳の市民を祝うつどい」の出席者へのおすすめ本リスト「はたちの20冊」の配付、若者向けの読書イベントの開催、ららぽーと横浜内の都筑南図書館取次所での読書バリアフリー展示及び点字体験イベントの開催等の取組を行いました。 また、「図書館サービスの充実」については、「のげやまインクルーシブ構想」に基づき、令和7(2025)年4月に、乳幼児とその保護者が安心して遊び、絵本を読んで過ごすことができる「おやこフロア」がオープンしました。子どもたちが読書に親しみ、来館のきっかけとなるよう、図書館パスポートの配布、絵本セットの貸出し、子ども向け本の相談シートの配布などを新たに開始しました。	(「読書に親しむ機会の創出」 3,105 (「図書館サービスの充実」) 2,502,380	教育委員会事務局中央図書館企画運営課 生涯学習文化財課 教育政策推進課
					A	※									【有効性】 中期計画の指標である「こどもの来館者数」により今後評価していく。初回調査は令和8年2月に実施済(現状値97万人)。		

青少年の体験機会及び居場所 に関する検討会の実施状況について

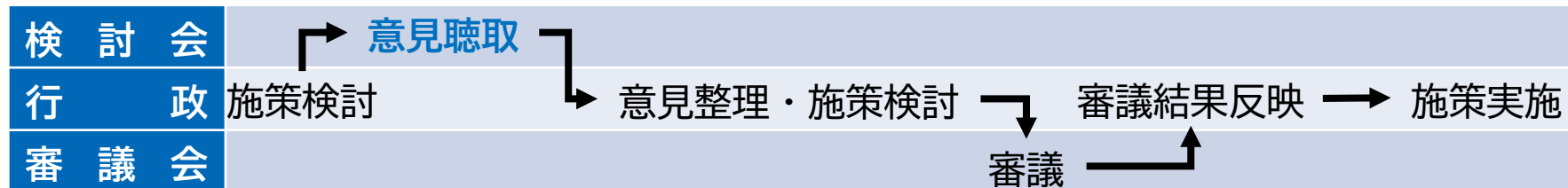
横浜市こども青少年局青少年育成課

令和8年7月28日

1 検討会の目的・位置づけ

目的	検討会は、青少年の体験機会及び居場所の充実に向けた取組の推進に関し、検討会委員に意見を求めることを目的とする。（運営要綱第2条）※資料3参照
性格	多様な視点から意見・知見を収集する任意の意見交換の場
位置付け	得られた意見を整理し、施策検討の参考として活用
対象施設 （事業）	体験機会：青少年関係施設（主に自然体験） 青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園） 野島青少年研修センター、青少年育成センター、横浜こども科学館 居場所：青少年の地域活動拠点（7区7館）、青少年交流・活動支援スペース

【施策検討から実施までのプロセス】



2 第一回検討会の開催概要

開催日：令和8年6月30日（火）9:00～11:00

出席委員数：10名

議題：

- ・ 青少年関係施設・居場所の現状と課題について
- ・ 利用者ニーズを把握するための調査の概要について
- ・ 今後のスケジュールについて

資料：検討会委員名簿、検討会運営要綱

説明資料、ニーズ調査アンケート項目案

3 青少年関係施設（野外活動施設）に関する主な意見

分類	内容
持続可能な施設運営	・団体利用の減少に伴い家族利用を取込むのは良いが、採算性は意識すべき。 ・自然体験の意義は大きく、豊かな自然環境を有する施設は積極的に活用すべき。 ・財政状況が厳しいのであれば、実施内容の規模縮小に加え、外部資金の活用、民間事業者との連携・参画なども検討すべき。
利用促進・魅力向上	・家族利用や企業利用など新たな利用ニーズへの対応を検討すべき。 ・現施設は団体利用の印象が強く、利用者層の転換には広報戦略も大切。 ・「楽しそう」「行ってみたい」と感じられる魅力づくりや伝え方が重要である。
評価のあり方	・稼働率だけでなく、体験活動による成長や人とのつながりなど数値化しにくい効果も評価すべき。 ・利用者の意見を取り入れながら、利用者参加型の施設運営を進めることも有効である。

4 居場所に関する主な意見

分類	内容
地域における居場所の展開	・ 1 施設だけで地域全体をカバーすることは難しく、地域資源を活用した面的な展開が重要である。 ・ 地区センター等の既存施設や地域団体との連携を進めるべき。 ・ 各区の特性を踏まえた居場所づくりが求められる。
支援・ネットワーク	・ 信頼できる大人との出会いや見守りが居場所の重要な役割である。 ・ 子どもを支える様々な主体が存在する一方、相互連携の強化が課題である。 ・ 「困った子」ではなく「困っている子」という視点で支援を考えることが重要である。
利用しやすい環境づくり	・ 中学生と高校生では行動範囲やニーズが異なるため、発達段階に応じた検討が必要である。 ・ 安心して利用できる場や、公的な信頼性のある場が求められている。 ・ 利用人数だけでは測れない価値があり、評価指標の工夫が必要である。

5 ニーズ調査に関する主な意見

分類	内容
設問・表現	・中高生には「居場所」という言葉よりも親しみやすい表現を検討する必要がある。 ・「大人と話せる場所」ではなく、「信頼できる大人がいる場所」など実態に即した聞き方も考えられる。
子どもの実態把握	・子ども自身がどのような場所を安心できる場所と感じているかを把握することが重要である。 ・これまでの調査や事例からは、子ども・保護者ともに安心・安全に過ごせる場を求めていることがうかがえる。 ・地区センターなど、既存施設が居場所として機能する可能性についても把握が必要である。

6 今後の検討スケジュール案

	第2回（8～9月）	第3回（10～11月）	第4回（1～2月）
青少年関係施設	・ 議論開始	・ 継続議論	・ 方向性提示
居場所	・ モデル事業報告	・ 議論開始 ・ モデル事業状況報告	・ モデル事業報告 ・ 方向性提示
ニーズ調査	・ 状況報告	・ 中間報告	・ 最終報告
その他		・ こども・若者との 意見交換	

こども・若者の意見については、本検討会と並行して個別ヒアリングの実施や検討会での意見交換を実施予定

青少年の体験機会及び居場所に関する検討会 委員名簿

【敬称略】

	所属・役職 等	氏名
1	株式会社スノーピークビジネスソリューションズエバンジェリスト	岡部 祥司
2	神奈川県青少年センター指導者育成課長	狩野 陽士
3	NPO法人街カフェ大倉山ミエル理事長	鈴木 智香子
4	横浜にプレイパークを創ろうネットワーク理事	瀬嵐 理恵
5	立教大学コミュニティ福祉学部特任教授	津富 宏
6	都筑多文化・青少年交流プラザ館長	林田 育美
7	公益財団法人よこはまユース事業課長	七澤 淳子
8	横浜市立万騎が原小学校長	三橋 弘康
9	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科都市社会文化専攻教授	三輪 律江
10	公益財団法人横浜市スポーツ協会スポーツ施設課担当課長	森田 尚隆

青少年の体験機会及び居場所に関する検討会運営要綱

制定 令和8年5月26日 こ青育第225号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、青少年の体験機会及び居場所に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 検討会は、青少年の体験機会及び居場所の充実に向けた取組の推進に関し、次に掲げる事項について委員から広く意見を聴取することを目的とする。

- （1）青少年等の体験機会及び居場所にかかるニーズ調査に関する事
- （2）青少年の体験機会及び居場所の充実に向けた取組に関する事
- （3）青少年施策に関する事
- （4）その他、検討会の目的達成に必要な事項

（位置づけ）

第3条 検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関には該当せず、委員から意見を聴取するための任意の懇談会として開催する。

（委員）

第4条 こども青少年局長は、関係分野に知見を有する者の中から適当と認める者、概ね10人程度に対し、検討会への参加を依頼する。

2 委員は、各自の知見に基づき意見を述べるものとし、特定の結論を取りまとめる責任を負うものではない。

（意見の聴取等）

第5条 こども青少年局長は、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（運営）

第6条 検討会は、議決を行うものではなく、委員から意見を聴取する場とする。

- 2 検討会の運営及び進行は、第11条に規定する事務局が行う。
- 3 検討会には、必要に応じて進行役を置くことができる。

（開催）

第7条 検討会は、こども青少年局長が必要に応じて開催する。

(公開)

第8条 検討会は非公開とする。ただし、必要に応じて議事の要旨を公表するものとする。

(謝金)

第9条 本市職員以外の委員及び第5条に規定する者には、14,400円を上限として謝金を支払うことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、検討会で知り得た団体又は個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。委員の身分を失った後も同様とする。ただし、既に公表されている情報については、この限りでない。

(事務局)

第11条 検討会の事務は、こども青少年局青少年育成課において処理する。

附則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

青少年の体験機会及び居場所に関する検討会 第1回説明資料

横浜市こども青少年局青少年育成課

日時：令和8年6月30日

場所：横浜市政府18階 みなと11・12

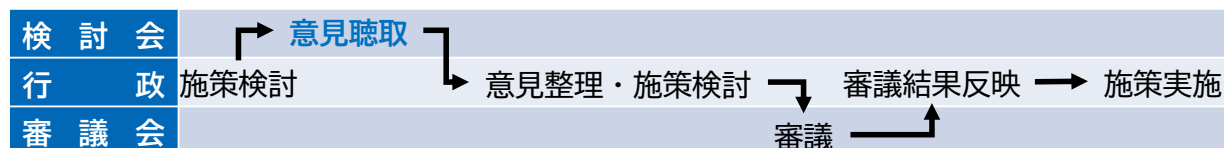


検討会の目的・位置づけ



目 的	検討会は、青少年の体験機会及び居場所の充実にに向けた取組の推進に関し、検討会委員に意見を求めることを目的とする。（運営要綱第2条）※資料3参照
性 格	多様な視点から意見・知見を収集する任意の意見交換の場（非公開）
位置付け	得られた意見を整理し、施策検討や審議会での審議の参考として活用
対象施設（事業）	体験機会：青少年関係施設（主に自然体験） 青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園） 野島青少年研修センター、青少年育成センター、横浜こども科学館 居場所：青少年の地域活動拠点（7区7館）、青少年交流・活動支援スペース

【施策検討から実施までのプロセス】



第1回の目的



- 1 青少年を取り巻く社会環境の変化等を共有し、議論の基盤をつくる
- 2 本市の青少年の体験機会、居場所施策の現状と課題を整理する
- 3 利用者ニーズを把握するための調査項目案について確認する

3

本日の進め方



- 1 本検討会の設置経緯
- 2 青少年の青少年関係施設・居場所の現状と課題
⇒現状・課題についてのご意見（問題意識・気づきなど）
- 3 利用者ニーズを把握するための調査の概要
⇒調査項目案についてのご意見（追加・修正の提案など）
- 4 今後の検討スケジュール

4

1 本検討会の設置経緯

(1) 社会環境の変化：自然体験

自然体験の機会は近年減少傾向にある
こどもの自然体験は家庭環境により差が生じている

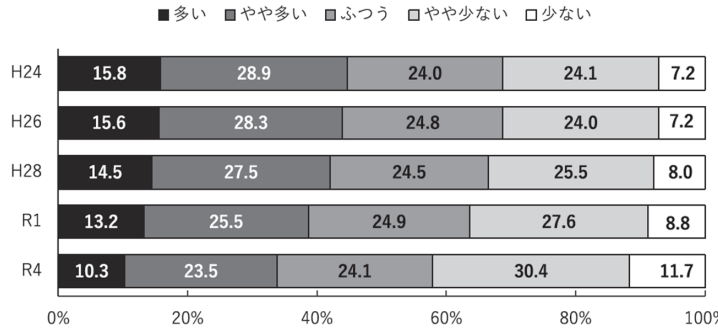


図 3-1-2 自然体験の経年変化 (小 4～小 6、中 2、高 2)

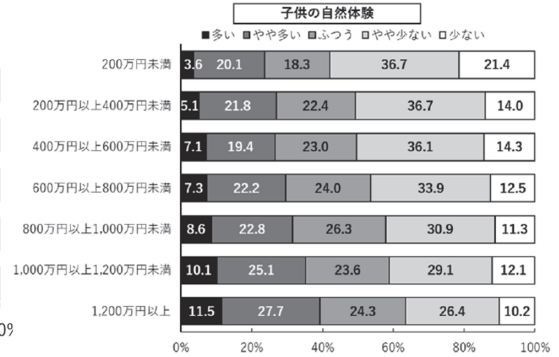


図 3-7-42 世帯年収ごとの子供の自然体験 (小学生の保護者)

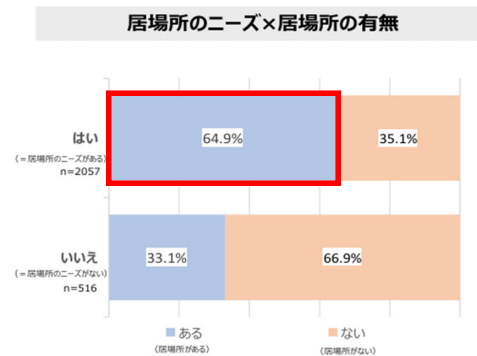
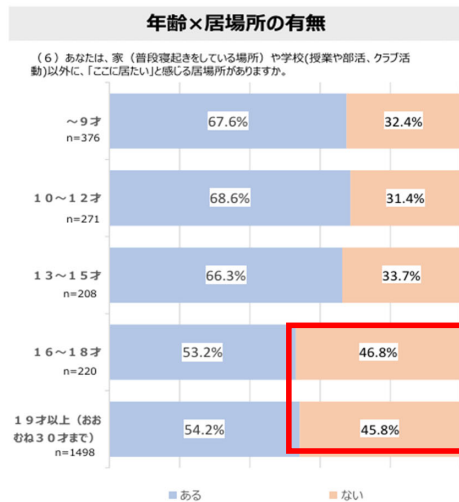
出典：青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）報告書（令和6年3月）

5

1 本検討会の設置経緯

(1) 社会環境の変化：居場所

16歳以上は他年代より居場所がないと感じる傾向が高い
全体として約7割が家庭・学校以外の居場所を求めている



【居場所のニーズ】
あなたは、家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業や部活、クラブ活動）以外に、「ここに居たい」と感じる居場所がほしいですか。

出典：こども家庭庁 こどもの居場所づくりに関する指針関係調査（令和5年）

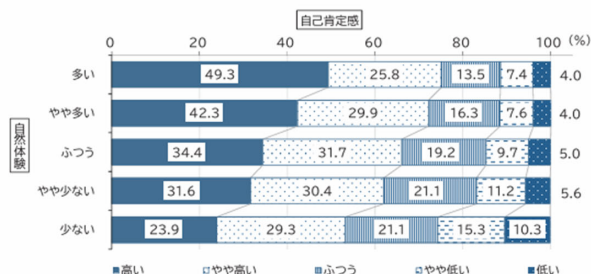
6

1 本検討会の設置経緯

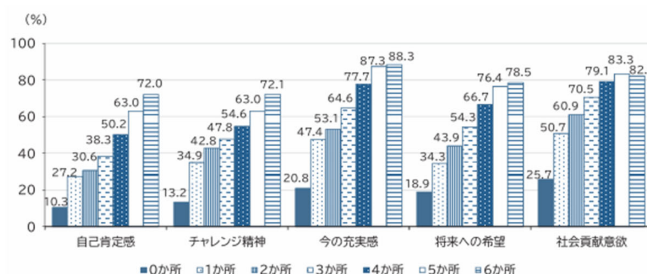
(2) 体験・居場所がこどもの成長に与える影響

自然体験が豊富な人ほど、自己肯定感が高い傾向がある
居場所を多く持つこどもは、自己肯定感・チャレンジ精神など、
積極的な姿勢を有する傾向にある

図表 4-19 自然体験と自己肯定感の関係



図表 4-21 居場所の数と自己認識の関係



(出典)独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)報告書」(出典)内閣府「令和4年度 子供・若者白書」

※ 小学4～6年生、中学2年生、高校2年生の回答を合計した値

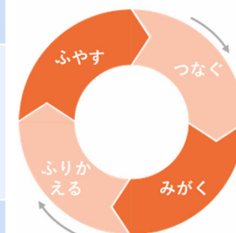
出典：こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン2025～2029（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画）

1 本検討会の設置経緯

(3) こどもの居場所づくりに関する指針

こどもの居場所	・場所・時間・人との関係性を含め、こども・若者が 自分らしくいられる場
居場所づくり	・居場所と感ずるかどうかは、こども・若者 本人が決める ・こども・若者の視点に立ち、その 声を聴きながら進める ことが重要 ・様々なニーズや特性を持つこども・若者が、 身近な地域で、成長に応じた居場所を切れ目なく持てること
考え方	多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を担うことが重要
行政の役割	量と質の両面から、居場所づくりを計画的に推進

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

出典：こども家庭庁 こどもの居場所づくりに関する指針＜概要版＞（令和5年12月22日） ※別添参考4-1

⇒本検討会の「青少年の居場所」は、この考え方を踏まえて議論

1 本検討会の設置経緯

(4) 横浜市中期計画2026～2029との関係



すべてのこどもが**多様な体験**を通じて**自己肯定感を高め**、**可能性を発揮できる環境の実現**を目指します

8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

方向性

全てのこどもが、創造力や好奇心、自己肯定感を育むことができるよう、年齢に応じた体験機会の充実や多様なニーズに応じた居場所づくりに取り組みます。また、放課後の時間を過ごすこどもの安心・安全な居場所を確保するとともに、学校の長期休業期間中の昼食提供などを実施することで、子育て世代にゆとりを創出し、こどもと向き合う時間の充実につながるよう取り組みます。

指標

こどもの体験機会数
(スポーツ・文化・農を含む。)
【こども青少年局】

現状 12,075回 目標 14,500回

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供利用者数【こども青少年局】

現状 20,265人 目標 22,000人

出典：横浜市中期計画2026～2029

9

1 本検討会の設置経緯

(5) 「こども・若者を育む都市環境」に関する提言



横浜国立大学藤原徹平准教授と本市による共同研究に基づき、令和8年3月に以下の提言が行われた

横浜は住宅地が広く分散している都市構造で大規模な都市計画による再編は困難
→ 地域特性を活かした分散的な再編が必要

課題	構造
- 施設依存型の居場所施策 - 中高生のサードプレイスが不足 - 拠点の立地・役割が不明確	- 居場所に求められる機能が多様化 (交流／つながり／成長支援) - 地域ごとの特性を踏まえた設計が必要

⇒居場所は特定施設への集約ではなく、日常の地域空間の中に分散的に位置づける

①公設民営の高度化

行政設置＋民間運営で
柔軟性・専門性強化

②民設民営の支援

地域主体の取組を継続
支援(まち普請など)

③認定・支援

既存の居場所を
可視化・支援

⇒10年程度で多様な居場所を面的に展開

10

1 本検討会の設置経緯

(6) 発達段階に応じた体験機会・居場所の構造整理



年齢によって求められる体験・居場所の性質は異なる

不足している機会を把握し、年齢に応じた体験・居場所の設計が必要

	小学生低学年	小学生高学年	中学生	高校生
発達段階※	身近な環境との関わりや具体的な体験を通じて、安心できる集団の中で基礎的な力や学びの姿勢を育む段階	多様な体験や学びを通じて、気づきや考えを深めながら、思考力や理解を広げていく段階	心身の発達や自我の高まりの中で、関心に応じた活動や体験を通じて社会との関わりを広げていく段階	価値観や進路意識を形成しながら、主体的に活動や選択を行い、社会的自立に向かう段階
体験				
居場所				

※文部科学省 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和3年3月版）を基に事務局整理

11

2 青少年の青少年関係施設・居場所の現状と課題



(1) 青少年関係施設（概要）

施設名	所在地	開所	規模	設備	宿泊	根拠規定
野外活動センター						
三ツ沢公園	神奈川区三ツ沢西町3-1	昭和57年3月	1,151㎡	宿泊室（25人×6室=150人）、ホール、食堂、キャンプファイア場、炊事場、風呂、厨房	○	横浜市青少年野外活動センター条例
くろがね	青葉区鉄町1380	昭和57年7月	337㎡	宿泊室（1室のみ50人：間仕切り可）、食堂、キャンプファイア場、炊事場、シャワー室、スポーツ広場、アスレチック広場、※テント泊可	○	
こども自然公園	旭区大池町65-1	平成元年5月	1,491㎡	宿泊室（6～12人×20室=150人）、食堂、キャンプファイア場、炊事場、風呂、雨天集会場	○	
野島青少年研修センター	金沢区野島町24-2	昭和53年7月（平成5年7月移転改築）	3,967㎡	宿泊室（8人×25室=200人）、食堂、厨房、浴室、研修室、和室等	○	横浜市青少年施設条例
青少年育成センター	中区住吉町4-42-1	昭和61年9月	専有床面積 985.81㎡	研修室×2、会議室、和室、音楽スタジオ		
横浜こども科学館	磯子区洋光台5-2-1	昭和59年5月	延床面積 6,484.26㎡	宇宙劇場（プラネタリウム）、展示室、宇宙研究室、宇宙トレーニング室ほか		横浜こども科学館条例

12

2 青少年の青少年関係施設・居場所の現状と課題

(1) 青少年関係施設（現状と課題）

※詳細は別添参考4-2「青少年関係施設のデータについて」参照

①需要の減少	野活3施設の 宿泊利用 は回復傾向にあるものの コロナ前の水準 には至っていない	
②利用構造の変化	青少年団体の 会員数 は長期的に減少しており、 15年で半減 減少傾向が続いており、 活動基盤の変化 が見込まれる	
③維持管理コストの増大	築40年前後が経過し、 老朽化 が進行 今後、改修や更新のあり方の検討が必要	

13

2 青少年の青少年関係施設・居場所の現状と課題

(2) 青少年の地域活動拠点（概要）

※詳細は別添参考4-3「青少年の地域活動拠点づくり事業について」参照

項目	事業内容等
事業開始	平成19年度
事業目的	①中・高校生世代を中心とした青少年が、 安心して気軽に集い、様々な体験や交流 を行う。 ②個々の青少年の状況に応じた対応を行うことを通じて、抱える悩みや課題が深刻にならないよう、 予防的支援や早期支援 に取り組む。
実施手法	横浜市が運営団体を選定し、事業補助を行う。
運営主体	NP0法人等の民間等団体
実施状況	市内7区（南、保土ヶ谷、磯子、金沢、青葉、都筑、栄区）で実施
実施場所	本市所有施設のほか、民間ビル等で実施
開所日時	週3日以上、原則15時～20時 ※都筑区は10時～、南区は、火・木・金は12時～21時、水・土・日は9時～21時

14

2 青少年の青少年関係施設・居場所の現状と課題

(2) 青少年の地域活動拠点（現状と課題）

※詳細は別添参考4-3「青少年の地域活動拠点づくり事業について」参照

①利用状況	②効果	③課題
・利用者数は回復傾向 ・利用の中心は中高生 (中学生約33%、 高校生約39%)	多世代交流や体験を通じて ・自己肯定感の向上 ・社会性の獲得 → 成長支援の機能 あり	・認知度が低い (約8割知らない) ・行きたい意向は高い (約48%が利用したい) → ニーズはあるが、 届いていない

⇒ 中高生を中心に利用され一定の効果がある一方、
ニーズはあるが、認知不足等により利用につながっていない

15

3 利用者ニーズを把握するための調査の概要

今後の施策検討に向けた、基礎資料として本調査を実施

目的 	対象 	手法 
居場所と体験機会に関する 実態とニーズの把握	小学生～高校生 (本人及び保護者)	アンケート (WEB) 7～8月

【把握内容】 ※詳細は、資料5「ニーズ調査アンケート項目案」参照

分類	内容
① 基本属性・心理	自己肯定感、相談行動、関係性 等
② 体験活動の実態・ニーズ	自然体験、宿泊体験、地域活動 等
③ 居場所の実態・ニーズ	居場所の有無、場所、求める条件 等
④ 施設認知・利用意向	地域活動拠点の認知度、利用意向 等

※体験・居場所・心理の関係を一体的に把握。また、施設等を利用しない理由も含めた実態把握を実施

16

4 今後の検討スケジュール案



こども・若者については、本検討会と並行して個別のヒアリングの実施や
検討会での意見交換に向けて調整予定

	第2回（8～9月）	第3回（10～11月）	第4回（1～2月）
青少年関係施設	・ 議論開始	・ 意見整理	
居場所	・ モデル事業報告	・ 議論開始 ・ モデル事業状況報告	・ 意見整理 ・ モデル事業報告
ニーズ調査	・ 状況報告	・ 中間報告	・ 最終報告
その他	・ こども・若者との 意見交換	・ こども・若者との 意見交換	・ 全体意見整理

17

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

18

ニーズ調査アンケート項目（案）

No.	アンケート項目	形式	回答の要否	選択肢（案）	目的	小	中	高	保
1	お住まいの区を教えてください	単一選択	必須	18区から選択	属性・クロス集計用	○	○	○	○
2	ご家庭の世帯年収（同居しているご家族全体の年間収入）を教えてください	単一選択	必須	100万円未満 100万円以上～300万円未満 300万円以上～500万円未満 500万円以上～700万円未満 700万円以上～1000万円未満 1000万円以上～1500万円未満 1500万円以上 分からない 答えたくない	属性・クロス集計用				○
3	お子さんの兄弟姉妹の構成を教えてください	単一選択	必須	1人 2人 3人以上	属性・クロス集計用	○	○	○	○
4	学年を教えてください	単一選択	必須	小学生1～3年生 小学生4～6年生 中学生 高校生	属性・クロス集計用	○			○
5	次の各項目について自分にあてはまるものを教えてください								
6	経験したことのないことには何でもチャレンジしてみたい	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
7	自分のことが好きである	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
8	一人で解決できない悩みがあるときは、誰かに相談する	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
9	家族や学校の先生以外に話を聞いてほしいと思うことがある	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
10	誰かから頼りにされていると感じたことがある	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
11	一人になりたいと思うことがある	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
12	誰かに見守られていたいと感じることがある	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
13	何でも話せる相手（家族、友人、先生等）がいる	単一選択	必須	とてもあてはまる ややあてはまる あまりあてはまらない まったくあてはまらない	心理・関係性 クロス集計用	○	○	○	
14	過去1年間で学校の活動以外に、次のような体験をそれぞれどのくらいしたことがありますか。各項目についてあてはまるものを教えてください								
15	海や川、里山など身近な自然の中で遊ぶこと	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
16	キャンプなどの宿泊体験	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
17	地域で行われるイベント（祭りや子ども会、町内会の行事等）への参加	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
18	ボランティア活動への参加	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
19	異世代と一緒に遊んだり、活動すること	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
20	多くの人の前で、学んだことや自分自身の取組を発表すること（プレゼンテーションなど）	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
21	自分自身でアイデアを出したり、他者と協力しながらイベントの運営に携わること	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
22	科学実験やものづくりの体験	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○
23	異文化体験や国際交流	単一選択	必須	何度もある 少しある ほとんどない	体験（実態把握）	○	○	○	○

ニーズ調査アンケート項目（案）

No.	アンケート項目	形式	回答の要否	選択肢（案）	目的	小	中	高	保
24	より多く体験したいこと	複数選択	必須	海や川、里山など身近な自然の中で遊ぶこと キャンプなど集団での宿泊体験 地域で行われるイベント（祭りや子ども会、町内会の行事等）への参加 ボランティア活動への参加 異世代と一緒に遊んだり、活動すること 多くの人の前で、学んだことや自分自身の取組を発表すること（プレゼンテーションなど） 自分自身でアイデアを出したり、他者と協力しながらイベントの運営に携わること 科学実験やものづくりの体験 異文化体験や国際交流	体験ニーズ	○	○	○	○
25	キャンプや青少年野外活動センターなど、宿泊をとまう自然体験活動にあまり参加していない理由は何ですか（あてはまるものすべて）	複数選択	No16のほとんどない人に聞く	時間がとれない 費用がかかる 機会がない 日帰り活動で十分だから 施設が清潔でないところが多いから 特に必要と感じない その他	宿泊の障壁		○	○	○
26	海や川、里山など身近な自然の中で遊ぶ場合、1回あたりの過ごし方として最も近いものを選んでください。	単一選択	必須	1～2時間程度 半日程度（3～4時間程度） 日帰り（1日） 宿泊（1泊以上） あまり行わない	体験（実態把握）	○	○	○	○
27	キャンプなどの宿泊体験は、どのような形で参加しましたか	複数選択	Q16ある人	学校行事 スポーツ・習い事団体 地域活動（子ども会等） 家族での外出 友人同士 その他	体験（実態把握）	○	○	○	○
28	野外炊事体験（キャンプでの調理や飯ごう炊飯など）について、どう思いますか	単一選択	必須	参加したい 機会があれば参加したい あまり参加したいと思わない 参加したいと思わない	野外炊事機能の必要性		○	○	○
29	野外炊事に参加しやすくなるのはどのような場合ですか（あてはまるものすべて）	複数選択	必須	近くで実施される 費用が安い やり方を教えてくれる 時間が合う（短時間など） 安全に参加できる 特に条件はない その他（自由記述）	野外炊事＝なぜ必要と認識されているか（機能の本質）				○
30	居場所だと思う場所はどのような場所ですか。	複数選択	必須	ほっとする ひとりになれる 友達と話すことができる 親や先生以外の大人と話すことができる 誰かに見守られている 何かに夢中になれる 自分らしくいられる 自分の好きなことをできる 一日のことをゆっくりと振り返ることができる その他（自由記述）	居場所ニーズ	○	○	○	○
31	居場所だと感じる場所を具体的に教えてください。	複数選択	必須	自宅・自室 学校 放課後児童クラブ 友人の家 中高生向けの専用スペース（青少年の地域活動拠点） 図書館 学習塾 習い事 スポーツクラブ 地区センター インターネット（SNS含む） 公園・広場 その他（自由記述） ない	居場所実態	○	○	○	○
32	家や学校以外で安心して過ごせる場所について、現在の状況に最も近いものを選んでください	単一選択	必須	十分にある ある程度ある あまりない ほとんどない わからない	居場所の「量的ニーズ」	○	○	○	○
33	家や学校以外で安心して過ごせる場所について、今後増えてほしいと思いますか。	単一選択	必須	たくさん増えてほしい もう少し増えてほしい 現状で十分である あまり必要とは思わない	居場所の「量的ニーズ」	○	○	○	○
34	一人で行く場合、使いたい場所（施設や公園など）までの移動時間として、どのくらいまでで許容できますか	単一選択	必須	5分以内 10分以内 15分以内 30分以内 1時間以内	居場所の「徒歩圏ニーズ」	○	○	○	○
35	居場所として、どのようなことを重視しますか。	複数選択	必須	安全に安心して過ごせること 利用料金が安いこと 静かに過ごせること いろいろな活動ができること 友達と交流できること 自由に過ごせること（ルールが少ない） 見守ってくれる人（スタッフ）がいること	優先順位を明確化。	○	○	○	○
36	居場所では、スタッフ（見守ってくれる大人）との関わりについて、どのように思いますか。	単一選択	必須	・そばにいて見守っていてほしい ・必要なときに相談できる人がいればよい ・あまり関わってほしくない ・特に気にしない／わからない	居場所のニーズ		○	○	○

ニーズ調査アンケート項目（案）

No.	アンケート項目	形式	回答の要否	選択肢（案）	目的	小	中	高	保
37	「青少年の地域活動拠点」をご存じですか。 ※青少年の地域活動拠点とは・・・おもに中・高生世代の青少年が、放課後や休日に気軽に立ち寄れる場所です。現在、市内には7か所（あおばコミュニティ・テラス、イソカツ、カナカツ、フレンズ☆SAKAE、つづきMYプラザ、ハッピースクエア、M-base）が開設されています。	単一選択	必須	名前は知っている 場所は知っている 名前も場所も知っている 利用したことがある 知らない	事業認知		○	○	○
38	「青少年の地域活動拠点」を利用したいと思いますか。	単一選択	必須	そう思う どちらかといえばそう思う どちらかといえばそう思わない そう思わない	事業意向		○	○	○
39	体験活動や居場所について困っていることやあったらよいと思うこと・場所などがあればご自由にご記入ください。	自由記述	任意		自由記述		○	○	○
						29	34	34	29